

農地法第5条（権利移動を伴う農地の転用）許可申請者のみなさんへ

農地を農地以外のものに転用するため権利を設定移転する場合は、農地法の規定に基づく許可申請が必要ですので、関係書類を整えてご提出ください。

◇ 提出期間

毎月5日から15日までの間に農業委員会事務局へ提出。
(開庁日の執務時間中(9:00~17:00)のみ受付。)

◇ 許可区分

農業委員長許可の場合【4ha以下】(1部提出)

知事許可の場合等【4ha超】(3部提出)

町内にある農地(農用地区域外(白地))の権利を取得して農地以外のものに転用する場合。

◇ 添付書類 **◎印は必ず添付。**

◎ 許可申請書 (様式第10号の1, 2)

- ・ 申請者の氏名および住所は、住民票の住所、氏名を記載すること。
- ・ 登記簿謄本住所と申請人住所が異なる場合は、住民票記載事項証明書を添付。
- ・ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- ・ 譲渡人が2名以上である場合等には、別紙を用いること。
- ・ 「被害防除施設の概要」欄には、予想される被害の内容およびその防除措置等について具体的に記載すること。

◎ 転用事由の詳細説明書(参考様式B1)

- ・ 転用者が当該施設を必要とする理由を具体的に記入すること。
- ・ 転用目的が資材置場や駐車場等建築物がない場合においては、別途「転用事由詳細説明書」(参考様式B2)を具体的に記入すること。

◎ 申請農地の登記簿謄本(6箇月以内のもの)

- ・ 相続登記を了していない場合には、すみやかに相続登記を了すること。

◎ 図面関係

- ・ 法務局備付の公図の写し：申請地の地番を表示する図面。
- ・ 隣地関係図：申請地および隣接地の地番、地目、所有者耕作者を明示。
- ・ 申請農地の位置図：図面の中央に申請地を表示。(1/10,000 および 1/2,500 程度 双方必要。)
 - ※ 愛荘町建設・下水道課窓口で、白地図発行可。(手数料：1枚10円×枚数)
 - ※ 住宅地図は使用できません。
- ・ 土地利用計画図(1/100 ないし 1/500 程度)：造成計画、施設等の配置計画、排水計画、断面図を明示
- ・ 建築または施設の計画平面図、立面図

◎ 埋蔵文化財確認調査依頼通知書（文化財保護係〔愛荘町歴史文化博物館内〕）

- ・ 埋蔵文化財については、必ず申請までに歴史文化博物館へお問い合わせください。

〒529-1202 滋賀県愛知郡愛荘町^{まつおじ}松尾寺878 番地 TEL (0749) 37-4500

休館日：月曜日、火曜日（国民の祝日・振替休日に重なる場合は除く。ただし、展示替えなどにより臨時休館することがあります。）、国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日、国民の祝日・振替休日に重なる場合は除く。）、年末年始（12月29日～1月3日）

◎ 同意書関係

- ・ 隣地承諾書

申請地隣接農地の所有者および耕作者の承諾。

- ・ ^{えちがわ}愛知川沿岸土地改良区の意見書

農地転用等通知および地区除外申請書を、2部提出し意見を求める。

※ 農地転用申請を農業委員会へ提出するまでに、該当改良区へ申請し意見書を受け取り、その意見書を転用申請書類に要添付。

愛知川沿岸土地改良区

〒527-0032 滋賀県東近江市春日町2番7号 TEL (0748) 22-1296

- ・ 地元担当地域の農地利用最適化推進委員の意見書
関係書類を全部整えて詳しく説明し、確認印を受けること。

⇒別紙「意見書の記載要領について」参照

○ 同意書関係

- ・ 他の土地改良区の意見書

^{はたしょう}秦荘土地改良区、^{えちがわ}愛知川土地改良区の地区内にある場合、転用申請通知書を提出し意見を求める。

※ 農地転用申請を農業委員会へ提出するまでに、該当改良区へ申請し意見書を受け取り、その意見書を転用申請書類に要添付。

秦荘土地改良区、愛知川土地改良区

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町^{あびこ}安孫子825 番地 TEL (0749) 20-0034

- ・ 地元関係協議書

転用目的が工場、畜舎、廃棄物処理施設など周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがある施設の場合、地元関係者と協議したことを証する書面。

- ・ 地元水利権者協議書

転用事業に関連して用水を取水し、または排水をする場合、地元水利権利者と協議したことを証する書面。

- ・ 小作人の解約通知書

小作地等について農地法第18条の規定による賃貸借の解約等を許可申請とあわせて解約通書を提出し処理すること。

- ・ 権利者の同意書等
 転用しようとする農地等に仮登記、差押、仮処分の権利および地役権が設定されている場合は、権利者の同意書。(または権利者との協議経過書〔いつ、誰が、誰に、どのような内容で協議したか、相手の反応とそれに対する申請者の応答を明記したもの〕ただし、単独申請の場合は除く。)
- 被害防除施設の設置計画書
 - ・ 転用目的が工場、畜舎、廃棄物処理施設等周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれのある施設の場合。
- 資金関係
 - ・ 転用事業にかかる工事見積書。
 - ・ 資金証明書(残高証明、融資証明等)
- 法人が申請する場合
 - ・ 法人登記簿謄本および定款
- 転用目的が建売分譲住宅の場合
 - ・ 過去の販売実績書
 - ・ 宅地建物取引業免許証の写し
- 他法令との関係書類
 - ・ 区域内に里道、水路がありその機能を消失する場合等は、官民境界確定協議書鑑の写しおよび用途廃止申請書鑑の写し。
 - ・ 転用目的が貸資材置場、貸駐車場、貸倉庫等の施設である場合は、賃貸予約等を証する書面。
 - ・ 転用事業につき他法令の許認可(開発許可・道路法許可・河川法許可・普通河川法許可等)を要する場合は、許可書および申請書の写し。
 なお、申請地に建築物を建築する場合で県開発(3,000 m²以上)および町開発(1,000 m²~2,999 m²)申請が必要な場合は、同時許可となります。
 ただし、建築物がない場合でも10,000 m²以上の場合は滋賀県土地利用に関する指導要綱による手続きが必要であり、許可も同時許可となります。
- その他必要と認められた書類
- ◇ 留意事項
 - ・ 申請月の月末から翌月初頃に現地調査を行います。
次に該当する場合には、許可することができません。
 - ・ **営農条件からみた農地の区分に応じた許可基準(立地基準)に適合しない場合。**
 - ・ **農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合。**
 - ・ **周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。**

◇ 農地法許可申請にかかる注意事項

● 代理申請の場合は委任状、確認書を添付してください。

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続き（3条・4条・5条）には、申請者（譲受人）が申請行為者（代理人）に対し申請手続きを委任した旨の委任状の添付が必要になります。【平成15年1月22日付け農林水産省通知】

また、農地法第4条、第5条の転用許可申請については、申請者（譲受人等）が、代理人が作成した申請内容を了解したうえで、その内容に従って申請事業を行う旨の確認書の添付が必要になります。【平成15年1月22日付け農林水産省通知／平成16年4月19日付け農林水産省通知】

● 建売分譲住宅を目的とした転用許可申請にあたっては、住宅建築資金が確保できる部分のみの許可となります。

建売分譲住宅の販売を何期かに分けて行う場合、第1期分の販売収益を第2期の住宅建築にあてる資金計画では総事業費に見合う資力の確認ができないことになり、転用事業の実施の確実性がないと判断せざるを得ないことから、次期分を含めて許可することは適当でないとされています。【平成23年12月7日付け近畿農政局回答・平成29年11月22日付け近畿農政局再回答】

建売分譲住宅を目的とした転用許可申請にあたっては、建築する棟数分の資金証明書を添付してください。

● 建売分譲住宅を目的とした転用許可申請にあたっては、住宅販売事業における過去の実績を添付してください。

建売分譲住宅を目的とした農地転用にあたっては、申請者に事業を行う信用があることの判断のため、過去の住宅販売事業の実績（様式不問、販売事業ごとに販売棟数を記載し、完売や何棟売却済み等の状況を記載）を添付してください。

担当： <small>あいしょうちょう</small> 愛荘町 農業委員会 事務局
<small>しがけん えちぐん あいしょうちょう えちがわ</small> 〒529-1380滋賀県愛知郡 愛荘町 愛知川72番地 愛荘町役場 本庁舎 1階 農林振興課内
TEL (0749) 42-8013
FAX (0749) 42-6090
E-Mail norin@town.aisho.lg.jp